

# 福島県環境審議会第1部会議事録

(平成17年12月26日)

司会（佐藤循環型社会推進グループ主任主査）

ただ今から、福島県環境審議会第1部会を開会いたします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、中井部会長に議長をお願いすることにいたします。

中井部会長

委員の皆様には、年末のお忙しい中、御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日の議題であります、「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）」につきましては、先般9月26日の全体会で中間とりまとめを行い、その後、県民意見の募集を行ったところでございますが、本日は、それらの結果等を受けまして事務局で作成しました計画（案）について審議を行います。

委員の皆様には本日も活発な御議論をいただければと思います。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、議事録署名人として、紺野嘉昭（こんの よしあき）委員と須藤康子（すどう やすこ）委員を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日の議題であります「福島県循環型社会形成推進計画（仮称）について」でございますが、はじめに事務局から説明願います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

循環型社会推進グループ参事の荒川です。それでは、本日の資料でございますが、お手元に資料1、資料2、資料3、参考例1、参考例2があるかと思いますが、これらの資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは、資料1と資料2を使って説明させていただきますが、資料2は9月20日の第1部会、26日の審議会全体会、その後の10月から11月までにかけての県民意見公募の中でいただいた意見を3種類まとめてございます。これらに対応した結果として加除修正しましたところが資料1の中に下線を引いてある部分でございますが、この資料1と資料2を見比べながら説明させていただきたいと思います。

まず、資料2の1ページにございます前回の9月20日の第1部会でいただいたご意見の1ページの意見箇所「1 計画策定の背景と目的」でございますが、これは資料1の1ページの「1 計画策定の背景と目的」の第2段落の下線部のところで「持続可能で恵み豊かな」というふうに修文してございます。

それから、その下の方であります「率先して実行することが重要です。」のところの下線がございますが、これも前回の意見に基づき修正したものでございます。

次に、後藤委員からございました表現の修正の意見ですが、これは資料1の3ページの下線部で「廃棄物の少なかった」という形に修正しております。

それから、資料1の5ページのコラムのところ、「もったいない」に関するアンケート結果を生かすためにここに記載してはどうかという意見がございましたので、下段の方の下線部のとおり修正しております。

同じ5ページのところで、水に関する意見がございまして、「有機資源の循環利用を進めることが健全な水の循環の保全につながるという認識を持つべき」という表現を入れられるかということでしたが、これについては現在調整中でございますのでペンディングとさせていただきますと思います。

その次の「6 施策の展開 森林の保全、整備等」に関する意見で、複数の委員からご意見いただいております。まず引地委員から意見のありました人工林の点ですが、これについては6ページの「森林の保全、整備等」の具体的な施策の2つ目のところの下線が引いてある文がございます。この文章を全面的に修正しております。その他に大越委員、須藤委員の意見も取り入れた形になっております。

それから、後藤委員からは「森林セラピー基地」という構想について入れ込んでどうかとの提案がありましたが、これについては、具体的にセラピー基地という文言を入れ込める段階ではないということで、先ほどの修正した中の「多様な森林を整備」というところで読み込んでいただけないかということでございます。

次に「持続性の高い農業生産方式の普及等」のところで、長澤委員からは市民の家庭菜園づくりについて記載してはどうかとの意見がありましたが、ここも関係部局と調整しました結果、この部分の施策は非常に幅が広いということで、資料1の7ページの1番上の項目にあります「農地の流動化等」の等で読み込んでいただけないかということであります。それから、白井委員はじめ引地委員、長澤委員、大越委員から遊休農地の発生の防止ということで色々ご意見いただきましたが、この部分につきましては先ほどの説明と同じ文の中の「遊休農地の発生の防止と活用の促進」というところで読み込んでいただきたいと思っております。また、「農業外資本の導入」という点につきましても、前回中井部会長からもお話がありましたように20～30年先であれば考えられるかもしれないけれど、今の段階では循環型社会に軸足を置くという観点からもこれは書き込まないということでございます。

それから、「水産資源の適正な保存、管理等」のところで、大越委員から「漁業所得向上を推進します。」という言葉が入っているのは疑問という意見がありましたが、そのとおり不適切でございましたので、7ページのところから削除しております。同じところで後藤委員から養殖のことで意見がありましたが、前回入れ込んだ表現が趣旨と違っていたということで、具体的な施策の下から2つ目の項目を修正しまして「持続可能な栽培漁業等の生産方式を推進します。」という表現にしております。

続きまして、「健全な水の循環～」のところでございますが、白井委員から下水道汚泥の循環利用に係る意見がありまして、それにつきましては資料1の12ページのコラムの上の、下から2つ目の項目で「污水处理汚泥の減量化やりサイクルを推進します。」と

いう項目を追加して対応しております。中村委員、中井部会長の意見も合わせて、ここで対応させていただいているものと考えております。

次に、資料1の11ページに戻りまして、(2)適正な資源循環の「環境の負荷を低減するための交通の円滑化」のところでございます。ここでは「新都市交通システムの整備」等々の交通関係の意見がございましたが、これにつきましては11ページ中ほどの下線部の項目を新たに入れ込んでおります。

それから、「廃棄物等の発生抑制～」のところでは、白井委員から土に戻るようなプラスチック、生分解プラスチックという記述を入れてほしいという意見がありまして、それについては12ページのコラムの上の、下から3つ目の項目のところ「また、生分解性プラスチック等の導入による排出の抑制に努めます。」という記述を追加しております。同じところでは、長澤委員から指摘がありました点につきましては、1文に簡易包装の推進ですとか集団回収の促進ですとか書きすぎていましたので、それらを11ページの最後の項目と12ページの3つ目の項目に分けて記述しております。同じく長澤委員からは、3Rの順に並び替えた方がいいのではないかということでしたが、中井部会長からもお話ありましたように、リデュース、リユース、リサイクルの順に並べ替えておりますので、この内容でよろしいかご確認いただきたいと思っております。

次に、「環境物品等への需要の転換の促進」のところでございますが、いわゆるグリーン購入のところございまして、長澤委員からここにいわゆる省エネ製品の購入ということが入るべきではないかという意見がございましたが、環境にやさしい物品等の購入、いわゆるグリーン購入には省エネ製品の購入というのも当然含まれておりますので、ここでは原文のままかどうかと考えております。

続きまして、16ページの「産業廃棄物の適正処理」のところでございますが、ここに関連して申請許可の厳正な指導と審査、環境影響評価といった意見がございましたけれども、それらにつきましては各々に個別の条例があり、それらに基づきまして適正・厳正に行っているところございまして、そこまではこの計画では踏み込まないということで従前のままとさせていただきたいと思っております。

それから、17ページに移りまして(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換のところでございます。ここでは中村委員から意見がありまして、3ページの中ほどにある「心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です。」という表現を17ページの(3)の本文の冒頭のところに入れ込んだ方が良くはないかということでしたが、この(3)の本文では「自ら率先して取り組む」ですとか「心の豊かさを生活の質を重視した」といった表現が入っておりまして、さらにタイトル自体にも「心の豊かさを重視した」という表現が入っておりますので、ここは原文のままをお願いしたいと考えております。

また、17ページの「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」のところでは、岡崎委員から「自然環境の地球環境に果たしている役割」という表現に関して意見ありましたが、ここは不自然な表現だったということで、17ページの下の方の下線部になりますが、ここを全般的に修文しております。

それから、資料1の20ページの「7 計画の推進」のところに移りまして、須藤委員からリサイクルということが強調されていて、もっとリデュース、リユースということを

強調した方がいいのではないかという意見がございましたが、これは全体的に見て「リサイクル」という言葉が多く使われているという印象からかなと思いました。例えば、12ページをご覧いただくと、ここでは建設リサイクルとか食品リサイクルとか家電リサイクルとか個別のリサイクル法がある関係で、各項目にリサイクルという言葉がたくさん出てまいります。ただ、それにしましてもリサイクルばかりが強調されるのは問題ですので、4ページに「3Rの推進」というコラムを設けまして、3Rの解説をすると同時に、最後のところで廃棄物・リサイクル対策の優先順位を「3R」を含めて定めておりますので、その点をここに記載しております。その他に21ページの民間の団体等の役割のところですとか、12ページの集団回収のところに「リユース」を入れ込んだりして対応することとしております。

それから、23ページの(4)行政の役割の「県」のところで、後藤委員から意見がありました部分については、上から2つ目の項目のところで全面的に修文しております。

では、次に9月26日の全体会での意見の方に移らせていただきます。まず(2)適正な資源循環のところ、羽田委員から3Rに限らず4Rもあるということで4Rにした方がいいのではないかということですが、国の提唱しているのが3R、つまりリデュース、リユース、リサイクルなんですけれども、国のリデュースにはリフューズ、つまりごみとなるものを拒否するという意味も含まれているという解釈でして、国はこの3Rを世界に向けても発信しております。それから、運動の中には5R、6Rというところを使っているところもございますので、県としては国と同じ3Rということでいきたいと考えております。

続きまして、資料の7ページで「6 施策の展開」の「持続性の高い農業生産方式の普及等」に関しまして、新妻委員からバイオマスという話がございましたが、それにつきましてはここではなく、15ページの「バイオマス製品の利用促進」のところで、バイオマスの県の活用指針「うつくしまバイオマス21」で個別具体的に記述されていることもございますので、そちらの方に任せたいと思います。それから、16ページのコラム「カスケード利用」の中でもバイオマスについては触れているところでございますので、これで了解いただきたいと思います。

同じところで、長澤委員から意見ありました「活用の推進を図ります。」という点については、7ページの1番上の項目を「活用の促進を図ります。」ということで修文してございます。

それから、「水産資源の適正な保存、管理等」のところでございますが、ここでは大越委員から内水面や川とか湖の水産資源のことを追加してほしいとのことでしたので、具体的な施策のところの下線部の1項目を追加しております。

次に、「健全な水の循環～」のところで、新妻委員から雨水タンクの利用ということで具体的な施策の提案がございましたが、これにつきましては雨水や下水等の活用という項目を8ページの方で記述しておりますし、また県の中では総合的な水管理計画というのでも検討されておまして、個別具体的なものはそちらの方にお任せするというので、ここでは細かいことまで入れ込まないということにしたいと思います。

それから、「県の工事等における健全な自然循環への配慮」というところで大越委員から魚道の確保ということで意見ございましたが、これにつきましてはその前の「自然

再生の促進」の具体的な施策のところ、資料1の10ページの1番上のところになりますが、「環境や魚類等の生態系に配慮した河川の整備を行います。」というところで魚類等を入れ込みまして修正しております。

次に、(2)適正な資源循環のところの「廃棄物等の発生抑制～」のところ、畠山委員から廃棄物の発生抑制よりは修理ということをもっと記述すべきではないかという意見がありました。今回は検討しきれておりませんが、次回までには修理のことについてコラム等で取り上げていきたいと考えておりますので、ここは保留させていただきたいと思っております。

それから同じところで、前回までここに「福島県ごみ処理広域化計画」というものが入っていましたが、それについては循環型社会推進計画になじまないのではないかとこの意見がございまして検討しました結果、「廃棄物処理計画」が別途ありましてそれに基づいてごみ処理広域化計画がございまして、ここでは特に取り上げないということで削除し、『「福島県廃棄物処理計画」の推進を図り、』という文章に修正しております。

次に、資料1の19ページの「科学技術の振興」のところ、羽田委員から「新エネルギー発電システム」というのは具体的には何のことなのかという話がありましたが、これは風力発電の小型化、新しい仕組みのもの、汎用性のあるものといった研究開発を進めるということでもあります。

続きまして、20ページの(1)県民の役割のところ、鈴木委員から自然循環や生活様式・行動様式に係る役割を記述すべきではないかとの意見がございまして、少し幅を広げて表現を見直しております。この部分の冒頭の下線部、1つ目の項目の下線部のあたりで入れ込みました。

それから、23ページのところでございますが、畠山委員からお話ありましたように、県の中での取組みというのを中心に書いておりましたが、県から外への働きかけも記述すべきではないかというのはそのとおりでございますので、下から2つの項目の「本計画の循環型社会の形成に向けた考え方や取組みについて、～」の部分で取り込んでおります。

次に、23ページの(5)連携のところ産学民官の話が突然出てくるので、連携の取組みのところ様々な事例の紹介をして分かりやすくすべきではないかという意見がございまして、24ページの方で事例を2つほど挙げて紹介しております。現在は文章だけで整理しておりますけれども、できれば図とか写真とかを入れていきたいと考えております。

ここまでが、審議会でご意見のあった内容に対する回答であります。

続きまして、資料2の5ページのところで、福島県循環型社会形成推進計画(仮称)の策定に係る県民意見等募集結果がございまして、いわゆるパブコメの結果でございますが、パブコメ自体は10月12日～11月11日の期間で行いまして、計画のところでは意見提出者数が個人12名、団体3の計15で、各項目合計で25の意見がございました。さらに、パブコメに併せて「もったいない50の実践」の募集も行いました。ここでは、意見提出者はすべて個人で24名、意見数は51ございました。

それでは、パブコメへの対応につきまして、資料1の最初からご説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページの「4 現状と課題」の(1)自然循環についての上から7行目のところにある「近年の急速な経済発展」という表現についてですが、この表現を全体的に見て



りましたが、これは環境基準、水質汚濁防止法等で「地下水の水質汚濁」という言葉で規定されておりまして、工事等で地下水が汚濁する場合もあるということでこのままの表現にしたいと思えます。

次に、8ページに移りまして「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全」のところでございますが、「排出規制」というのは「排水規制」ではないかとの意見がありまして、そのとおり修正しております。

また、同じ8ページの1番下のところで「県民の財産である野生動植物を保護するため」という表現について、ここは「県民の財産」と言い切っているか疑問があるということでしたが、野生動植物の保護条例では野生動植物は県民が豊かな生活をする上で欠かせないものというふうに言うておりまして、言い換えれば県民にとって価値のある物、財産だということができると思えます。また、県民の財産と言うことによって、県民が身近に動植物を感じられるという効果もあると思えますので、このままの表現としております。

それから、10ページの「県の工事等における健全な自然循環への配慮」のところでございますが、ここでは具体的に国道115号線の土湯トンネルの件について意見がありましたが、これは担当の土木部の方にも照会いたしました。工事では環境影響評価の義務づけされているものがあり、この工事自体は義務づけの対象外だったのですが、担当グループの方では国立公園内にあるということで任意で影響評価を実施しまして、動植物への影響がないようにルート等を決定したとのことございました。

14番の意見に対しても同じような回答ですが、基本的には環境影響評価を実施しており、対象外の工事についても任意で影響評価を実施しておりまして、県の判断で最大限影響を及ぼさないように配慮しておりますのでご了解いただきたいと思います。

続きまして、資料1の17ページ以降の関係ですが、15番の意見では「学校でもったいない運動をやる。」ということで、環境教育には取り組んでおりますけれども、学校でもったいない運動に取り組むかどうかは、教育庁の方とも来年へ向けて協議中ということもありますので、調整中ということで報告させていただきたいと思います。

それから、「県民等の自発的な活動の促進」のところでは、「福島県もったいない日、マイバッグの日」を主唱したらどうかという意見がありましたが、これは今後の施策展開にあたっての検討課題とさせていただきたいと思います。

次に、17番の意見で「もったいないものを活用することが私たちにとってどれだけ良いか説明すること、特に若者の恥ずかしいという考えを取り払うようなことが必要」とのことでしたが、これにつきましては、本計画でも「もったいない50の実践」というものを作成することとしており、またアンケートの内容からも少しも恥ずかしい言葉ではないと考えておりますけれども、今後とも「もったいない」は恥ずかしいことではないということを県としても情報発信していきたいと思えます。

それから、18番の意見につきましては、そのとおりのご意見だということで回答は省略させていただきたいと思います。次の19番の意見につきましても、もったいない50の実践などで対応するというごことをご了解いただきたいと思います。

次に、20番の意見では、「産業廃棄物税や森林環境税の導入に当たり県民のさらなる理解と協力が必要であり、そのための記述が必要と思われる」ということで、これについては19ページにコラムを設けまして、詳細については今後も精査いたしますが、このよ

うにして記載しているところでございます。

続きまして、全体的な意見になるかと思いますが、21番の意見では「生活の質からして循環型とは言えないと思う。」ということにつきましては、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の経済・ライフスタイルを3Rを始めとした循環型に変えていくために、地球資源の有限性とか廃棄物の処分の困難性等について訴えていくことによって、理解していただくよう計画に記載していきたいと考えております。

それから、22番の意見については、意識改革のお話であります、今までにお話しした内容のとおりでございます。

また、23番の意見のテレビCMや新聞広告につきましても、今後の施策の参考にさせていただきたいと思っております。24番、25番の意見についてもそのとおりでございますので、拝聴したいと思います。

その他にも資料1の中に下線が引いてあるところがございます。そこは事務局の方で推敲したりして修正・追加した部分もございまして、今回は主にコラムを追加したものと考えて下されば結構かと思っております。

計画の本文につきましては以上でございますが、続きまして資料1の26ページをご覧くださいと思います。ここでは別表1として「もったいない50の実践」をあげることとしておりまして、別紙として参考例1、参考例2を配付してございます。内容に入ります前に提案募集の結果でございますが、パブリックコメントで51件、それと併せまして「うつくしま環境パートナーシップ会議もったいない運動部会」の方にも取り上げていただき、パートナーシップ会議の構成団体の方から302件の提案が上がってきております。合わせて353件の提案がございましたが、その他に小・中・高校生へのもったいないに関するアンケートにおいて895件の意見が上がってきておりますので、そちらも参考にさせてもらいました。参考例としてお出ししたのは、この1,000件を超える意見の中から、重複している意見を考慮して最大公約数的なものを取り出しましてとりまとめたものが参考例でございます。参考例1の方は、重複したものはありませんが項目数は68ございまして、50の実践ということにしておりますが、案としましてそのまま載せております。また、参考例2の方はそれを分類してみたもので、1に個人・家庭、2で地域・社会、3は学校、4に職場・企業活動という4つの分類をしてみました。こちらは印の付いた重複したものがありますので、数的には多くなっております。

次に27ページにまいりまして、ここは別表2の数値目標でございます。各部と調整をして循環型社会形成推進計画にふさわしいものを選び出したもので、自然循環、資源循環、心の豊かさに分けて挙げておりますが、県の長期計画であります「うつくしま21」の数値目標と重複したものが多くなっております。独自のものとしては「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数」、「グリーン購入アンケートによる取組率」、「環境アドバイザー等派遣事業の受講者数(累計)」、「もったいない運動」参加団体数」がございまして、

私からの説明は以上でございます。

中井部会長

それでは、ただいまの事務局からの説明に基づきまして、推進計画(案)の審議を行いたいと思っております。

基本的に資料1に基づきまして審議を進めたいと思いますが、資料のページ数が本文だけで25ページありますので、5ページずつ資料を区切って、特にアンダーライン部が前回からの修正点だということですので、そのあたりを中心にご質問・ご意見があればいただきたいと思います。

それでは、まず、資料の1ページから5ページまでの部分でご質問・ご意見いかがでしょうか。

後藤委員

5ページにもったいないに関するコラムがあるのですが、せっかくアンケートの結果が記載されましたので、これに興味を持った方が全体の資料を見られるように、例えばとりまとめた資料があればそのタイトルを記載するとか、ホームページに載せてあるのであればそのURLを入れておくとかすればいいのではないかと思います。

中井部会長

ご回答はまとめて後で行うことにしたいと思います。その他に、何かご意見ありますでしょうか。

福島委員

年号の記載についてですが、4ページのコラムと5ページのコラムで西暦を先にするか平成という表記を先にするのか統一した方がいいと思います。

中井部会長

それでは、これ以外でも年号が出てくる場合にその点は統一してもらおうということをお願いしたいと思います。

須藤委員

4ページのコラムのところで、最後の部分になお書で ~ まで書いてありますけれども、この部分を強調してもらいたいので、太字にするとかでなお書の部分が分かりやすいように表現してほしい。

長澤委員

コラムは見て分かるということが必要だと思います。ですから、4ページの「3Rの推進」のところでもずっと同じ調子で文章が流れてしまっているが、どういうことが本当に分かってもらうということであれば、1つ目のR、2つ目のR、3つ目のRのところを強調するとか、文章の編集とか文字の大小を付けるとかもっと工夫してほしい。これはコラム全体について言えることなのですが、本文は文章で構わないが、パッと見て分かるような表示にしてもらわないと分からないと思います。ビジュアル的に分かりやすくしてほしいということでしょうか。

中井部会長

それでは、今まで出ましたご意見・ご要望に対して、事務局の方で発言をお願いしたいと思えます。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

今までの部分につきまして、ご要望のとおり検討したいと思えます。

なお、計画を具体的に仕上げる際には図が入ったり表が入ったりするわけですが、そこは県の方で計画を策定する時に入れ込んでいくわけです。ここでは肝心な部分といえますが、審議会の方で審議いただく原案という部分のみを挙げているということをご承知いただきたいと思えます。

長澤委員

5ページのもったいないのコラムの件ですが、内容的にはこれでいいと思えますが、「平成16（2004）年、～輪が広がっています。」までの部分がずっと長くなっているため、2つの文に分けるといいと思えます。その後の「平成17年7月に実施した～理解されていることがわかりました。」の部分も2つの文に切った方がいいかと思えますが、検討していただけないでしょうか。

中井部会長

それでは、ここも含めてコラム全般についてあまり長い文章にしない方がいいということで検討いただきたいと思えます。

それでは、6ページから10ページまでの部分でご質問・ご意見があればお願いしたいと思えます。

中村委員

8ページの「猪苗代湖及び～」の具体的な施策の1番目の項目で、「窒素及びりんに係る～」とありますが、「りん」は今はカタカナで表記するのが流れになっていると思えますが、後で事務局の方で確認していただければと思えます。

長澤委員

9ページの「緑化の推進及び緑地の保全」の具体的な施策の5番目の項目で、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区という区分けがあるんですが、この区分け、3つに分けた理由について説明していただきたいのですが。

長澤委員

10ページの「(2)適正な資源循環の確保等」のところの冒頭の文章で、ここは5行あるのですが非常に難しい言葉が並んでいますので、2つに区切って分かりやすくしていただきたいと思えます。難しい言葉が入っていますし、熟語が続いていますので区切った方がいいと思えます。

後藤委員

2点ありまして、1点目は6ページの具体的な施策のところの下線部の文章の結びが「多様な森林を整備します。」となっておりますが、ここは「健全な森林を整備します。」とした方がよりよろしいのではないかと思います。2点目は8ページの1番下のところですが、「県民の財産である野生動植物を保護するため、」という表現は、「県民にとっての財産である～」という表現ではいかがかなと思いました。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

文言の訂正等につきましては私どものほうで検討させていただきます。

それから、風致地区等の意味でございますが、風致地区というのは都市計画地域のうち自然的に良好な景観を形成しているところを市町村が地区として定めるというもので、緑地保全地域とは同じ計画の中で良好な自然環境を形成しているもののうち、都市緑地保全法の規定によって市町村が区域を定めた地域でありまして、例えば神社とか寺院とかが一体になって文化的な景観を保っている地域ですとか動植物が生息している地域ですとかが対象になります。特別緑地保全地区というのは、いま申しました緑地保全地域と同様な意味があるのですが、さらにそれ以外から指定しまして現状維持を図る必要があるという地区でございます。ですから、1番目の風致地区は景観的な意味からの地域、2番目の緑地保全地域は神社・寺院ですとか動植物保護の地域、3番目の特別緑地保全地区はそれ以外で保全が必要な地区ということになるかと思えます。

福島委員

そうすると、この項目は緑地に関連したところだと思うんですが、「樹木等」をいう言葉が入ってきているのは少しおかしいのではないのでしょうか。今のままだと、「樹木等」を指定しますという文章になっていきますので、これはなくてもいいのではないかと思います。

中井部会長

これは、法律の関係で何かあったように記憶しているのですが。緑地と樹木等を合わせて指定するような仕組みになっていたのではないかと思います。都市緑地保全法という法律があって、草木だけではなくてそういう指定の方法があると思うのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここは担当部局の方に確認したいと思います。

中井部会長

先ほど説明ありましたように、風致地区は都市計画法で、他の2つは都市緑地保全法が別の法律の指定だったと思いますので、もしできるのであれば根拠法とかを入れていただけるといいのではないかと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

なお、この計画には用語解説をつけることになっていきますので、後ほど必要なものについては解説をつける様にしていきたいと思います。説明を省略いたしました但、本文の中で小さく 印のついておりますものが用語解説をつける予定のものでございます。

事務局（新妻水環境グループ参事）

先ほどの「りん」の表記の件についてでございますが、猪苗代湖の保全条例ではひらがなの表記になっておりますのでご承知いただきたいと思ひます。

中村委員

わかりました。

後藤委員

先ほどの件に関連してですが、法律による面的な指定というのがいろいろとあると思ひますが、他の法律による指定も入れ込んでいくべきではないかと思ひます。例えば、森林の方では自然環境保全地域とかもありますし、担当部局が違ふかもしれないのですが、風致地区と同様にれ込んでいくべきではないかなと思ひます。

中井部会長

では、そのあたりは保留した上で、各部局との協議もあるでしょうから、後ほど検討していただくということをお願いしたいと思ひます。

それでは、次に 11 ページから 15 ページまでのところでいかがでしょうか。

大越委員

11 ページの「 廃棄物等の発生抑制 ~ 」のところでは、12 ページの方の具体的な施策の記述がそれぞれの個別の法律に沿って書かれているようなので、それぞれの項目の後ろのところに法律名をカッコ書きしたらよいのではないのでしょうか。

長澤委員

12 ページのところに「ゼロエミッション」のコラムがありますが、別に「ゼロウェイスト」という言葉もありまして、以前に全体会の時に議論した経緯もあって「ゼロエミッション」に落ち着いたということはあるのですが、ただそういう経過もありますので、ゼロエミッションの後付けとかでも構いませんので、コラムのところで「ゼロウェイスト」という言葉を入れてみてはどうなのでしょう。

それから、11 ページの 1 番下の下線部で「簡易包装の推進や生ごみの自家処理などの普及により、ごみの減量化の図ります。」という項目がありますが、ここは少し違ふのではないかと思ひますね。分別収集とか容器包装リサイクル法とかがあってごみの減量化ということなのかもしれませんが、簡易包装は 3 R の精神でいうとリデュース、発生抑制なのであって、生ごみの自家処理はリサイクルなんですね。私は生ごみは有効資源物という捉え方でやっているものですから、自家処理を促進とするとか書いて、簡易包装だけで

はごみは減量化されないので、別に分けて書いたほうがいいです。

#### 引地委員

11ページの今の生ごみのところと、12ページの食品廃棄物等というところがありますね。小さな商店等では生ごみの処理が完全に進んでいなくて、食品廃棄物が多い原因になっているんですね。こういうものを減らしていくことが大事だと思うんですが、最初に生ごみの自家処理とあるのはこれは家庭レベルのことでいいんですね。一方で、12ページの食品廃棄物等というのは商店とかを含むということでいいんですね。つまり、小さな事業所から出る生ごみの処理が進んでいないということ意識して書かれているのかなということなんですが、事業系として商店とか零細業者から出る生ごみのリサイクルが進んでいないのでそこを強調できないかということなんです。いわき市の場合は商店からの生ごみは事業系一般廃棄物として受け入れてしまうものですから、廃棄物の量が非常に多くなっているいろいろな問題があるということもあります。

#### 長澤委員

今のお話も踏まえすと、先ほどのところは「簡易包装の推進や」をとって代わりに「家庭の生ごみの自家処理などの推進により、」というふうにしたほうがよいのではないかと思います。そして、12ページの方には「事業系食品廃棄物等の発生抑制、～」という表現にした方が、食品リサイクル法の表記もありますのでよろしいのではないかと思います。

#### 中井部会長

食品リサイクル法は年間100トン以上の食品廃棄物排出事業者に対して罰則を課すもので、今おっしゃられていたような中小事業者にはあまり適用がないと思うんですが、そのへんが一緒に表現するときに課題かと思えます。

#### 須藤委員

11ページから12ページにかけての「廃棄物等の発生抑制～」のところの具体的な施策なんですが、11ページの本文で書かれている内容と12ページの方の具体的な施策で挙げられている項目が少しずれているのではないかと思います。それと、簡易包装や集団回収の次に溶融スラグや建設副産物というのが出てきていて、並べ方がバラバラな気がするんですね。ですから、例えば市民の立場とか市町村とかの主体ごとに並べた形にしたほうがいいと思います。少し文章がマッチしていないと思います。

#### 中井部会長

では、事務局のほうで今出されたご意見・ご要望についてご回答をお願いいたします。

#### 事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

まず、今の主体の関係ですと、もったいない50の実践にもありますように「家庭で」とか「地域で」とかいろいろあると思います。私どもの方では、何をやるか、何ができるのかというのをある程度想定しまして、現在の問題というのも書いておりますので、おっ

しゃるような区分にはなっていないかと思えます。このようなことをやりましょうというもので、考え付いたものを書いているのですが、わかりにくいということであればもう少し検討を加えて、どのような表現と項目整理をしたほうがいいのか考えてみたいと思えます。

あと、ゼロウェイストについてですが、私どもの方では「ゼロエミッション」という言葉を使って事業を進めているということもあるのですが、ゼロウェイストという言葉もあることは承っておりますので、コラムでこういう言葉もあると説明すればいいかと思えます。

長澤委員

今の11ページのところの具体的な施策を整理するという話ですが、その時に生ごみの話だけでなく畜産廃棄物ですとか、剪定枝のことも想定して具体的な施策に入れてほしいと思えます。

中井部会長

それでは、今の点も踏まえまして、11～12ページのところは少し整理していただくということをお願いいたします。

福島委員

前にも言ったことなのですが、こういう環境の方面のことで仕方がないのかもしれないんですが、非常に外国の言葉が多いんですね。例えば15ページの「バイオマス製品の利用促進」のところに出てくるカスケードとかマテリアルという言葉は、わざわざわからない言葉を出さなくてはならないのかなと思えます。こういう言葉がたくさん使われているのは、普通に考えると抵抗感があるのではないかなと思うんですが。

紺野委員

12ページの具体的な施策の中の「県内における標準的な分別収集方法等に基づく市町村への助言等」というところは県が助言するのかなと解釈しましたが、これは行政回収というものかと思えます。いま行政回収というものが進んでいて資源回収業者は減ってきているんです。ですから、2つの方法があって、1つ目としては行政が中心に資源回収することが行政回収で、民間が自由に、子供会とか婦人会とかによる集団回収というものがあるんです。今進めなくてはいけないのは行政回収であって、集団回収を促進するというのはどうかということなのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

12ページの「標準的な分別収集方法」というのは今まさに動いている事業でありまして、各市町村・地域ごとにごみの分別が違っているという現状がありますので、やはり標準的な分別方法を示しましょうということで、市町村とも協議をして標準的な分別方法をまとめたところです。そういう経緯もありまして、市町村や県民に周知していきましょうということでここに挙げております。それから、集団回収は学校とかPTAとかでやって

いる廃品回収とかいうものを我々も応援しましょうということでもあります。

それから、カタカナ表記は行政用語や法律にも入ってきておりまして、極力避けようとは思っているのですが、環境分野もどんどん新しい言葉も入ってきておりまして、私どもでは今後無視できない言葉というものは入れておいた方が県民のためになるのではないかとということで、カスケード利用なども最近よく目にする言葉で、そういう言葉を周知するという意味でも解説などを加えまして使おうということで記載しております。ただ、こういう分野では新しい言葉がどんどん入ってきておりますので、どこまで使うかということには審議会の委員の方々のご意見もいただいて、ご助言があれば考慮したいと思っておりますので、よろしく願います。

#### 福島委員

カスケード利用というのは、コラムを読んでも1つの単語として何となくわかるかなと思うのですけれども、マテリアルというのは一般化しているのか非常に疑問がありますね。

#### 中村委員

今のご意見は非常に大事だと思うのですが、国、環境省は少しカタカナを使いすぎている傾向があるのではないかと思います。ですから、国に対して少しは漢字で表記してほしいと、すべてが漢字である必要はないと思いますけれども、日本語で十分表現できるものは日本語で表現するというのを、国に対して発信していただきたいと思えます。

#### 長澤委員

12ページのところで、「集団回収を促進し、」という表現ですが、行政回収という表現からすると、この場合は資源回収という言葉を使った方がよろしいのではないのでしょうか。それから、13ページの「環境物品等への需要の転換の促進」のところですが、グリーン購入には省エネ製品の優先購入も含むというような説明がありましたが、14ページのコラムにも省エネ性マークとか国際エネルギースターマークとかありますし、50の実践の中にもいろいろな省エネ製品のことも入っているんですね。ですから、グリーン購入とは別に省エネ製品の記載を入れていただけないかと思えます。

#### 引地委員

15ページから16ページにかけてで、木質ペレットについてですが、カスケード利用のコラムで説明している文章であればいいとは思いますが、建設廃材を一部ペレットに使っているということが話題になっておりまして、一部には有害な部分も使っているということで、ペレットを作る際に建設廃材を利用する際の制限というのが考えられているのか、その点を確認しておきたいのですが。

#### 事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

まず、13ページの方でグリーン購入ですが、なかなか浸透しにくい、グリーンという言葉が環境にやさしいということに直接結びつかないという実態がありますので、私の方では環境にやさしい物品の購入ということで周知していこうと思うのですが、非常

に広い概念ですのでここで説明を加えるようなことではいかがでしょうか。できれば、環境にやさしい物品の購入ということでひとくくりにして取り組んでいきたいと思えます。

それから、バイオマスのところでペレットの件ですが、そこまで詳細な情報がありませんで確認させていただきたいと思えます。基本的には建設廃材にはいろいろなものが入ってきますので、そのへんは関係者は分かっていると思えますので確認したいと思えます。

#### 長澤委員

このところで、県が環境にやさしい物品等の購入に取り組んで推進していくのか、市民である我々自らが環境にやさしい物品の選択をしていくのかということが問題なんです。グリーン購入法というものがありますけれども、全国の自治体にアンケートした結果では、グリーン購入というのはいいいけれど非常に財政が厳しくて環境にやさしい物品を購入できていないということがあります。しかし、我々県民サイドはグリーン購入法というより省エネ製品、地球温暖化というところに関心がいつてしまっている。どちらかというところ、グリーン購入より省エネ製品を使いましょうということが身近に感じられる。

#### 事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

グリーン購入というのは、循環型社会を作るためのいくつもある手法のうちの1つの手法だと思っております。県では非常に進んでおりますが、市町村のほうではまだ進んでいないという話も聞いてはおります。今後こういうものにみんなが取り組むようになれば市場原理も働いてくると思えますので、私のほうで呼びかけていくという考え方でやりたいと思えます。省エネというものを強調してほしいというご意見に対しては、私の方で表現の中で考えさせていただきたいと思えます。

#### 後藤委員

グリーン購入はグリーンコンシューマーの原則の1つでありまして、グリーン購入の概念そのものも相当幅広いものだと思いますが、グリーン購入の解説の中でそのへんも触れていただければと思えます。

#### 事務局（渡辺一般廃棄物対策グループ参事）

先ほど長澤委員から11ページのところで、簡易包装の推進がごみ減量化にはならないとのご意見をいただいておりますが、第2部会のほうで廃棄物処理計画を検討いただいている中で、県民、事業者、市町村の役割といったところに「過剰包装防止対策の実施」というものを1項目入れさせていただいておりますので、その点をご承知の上ご審議いただきますようお願いいたします。

#### 長澤委員

ごみ減量化にはならないと言ったとすれば言い過ぎなので撤回しますけれども、過剰包装はごみになるのではなく資源になるんですね。過剰包装はよくないんですけど、現実的には過剰包装なので、それをきちんと回収すれば資源になりますよということを言いたかったんです。

中井部会長

それでは、次に16ページから20ページまでのところで、ご意見・ご質問いかがでしょうか。

岡崎委員

4ページの3Rのコラムのところと、18ページの商工会等の運動に係る4Rに関するコラムがあるんですが、この2つの違いに戸惑います。4ページのコラムを読んで、後で18ページのコラムを見たときに「なんだ4Rがあるんじゃないか」と戸惑うと思うんです。ですから、4ページのコラムのところ、18ページに4Rのコラムがありますよということを記述しておけば親切ではないかと思えます。

大越委員

17ページの「循環型社会の形成に関する～」のところの具体的な施策の3つ目で、「環境問題に関心のある各種団体等や市町村等が行う研修会等に対し、」とありますが、環境問題に関心のある団体というのはどうなんでしょうか。私は関心のある団体だけではだめだと思うんですね。ですから、「環境に関心を深めるために各種団体等や市町村等が行う研修会等に対し、」と直していただきたいと思えます。問題はもっと環境問題に関心を持ってもらわなくてはいけないということだと思えますので、よろしくお願いします。

長澤委員

17ページの(3)の冒頭の文章のところなのですが、非常に長い文章ですので、途中で2つに区切った方がいいかと思えます。

中村委員

特に下線があるところではなく、今までも議論してきた部分ではあると思うんですが、17ページの(3)のタイトルで「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換～「もったいない」の心が生きている社会を目指して」とあるんですけれども、「もったいない」だけではなく、『「もったいない」を始め日本の心が生きている社会を目指して』とした方がよろしいのではないかと思うんですが、前回の修正というわけではないので、出席されている委員の方々のご意見を伺いたいと思うんですが。

長澤委員

「もったいない」の心だけではなくて、循環の理念というものの中には「足るを知る」ですとかそういう言葉もあると思うんですけど、そういうことから『「もったいない」を始め日本の心が～』という中村委員の表現の方がわかりやすいと思えます。

須藤委員

「もったいない」という言葉をクローズアップするのかなというのは今までもあったと思うんです。ですから、『「もったいない」を含め、～』という表現でいいのではないかと

なと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

念のために申しておきますと、これは前の4ページのところで3つのビジョンを挙げて、それを実現するために副題を付けたという経緯になっておりますので、その辺はご考慮いただければと思います。

中井部会長

17ページのこのサブタイトルは、4ページの3つのビジョンとも連動してくるので、17ページを直すと4ページのところも直さなければならなくなるというご指摘ですね。もともと4ページの(3)のところは、メインで「もったいない」がタイトルだったものをサブタイトルに落としてトーンダウンしたという経緯がありますので、さらにそれを17ページのところで改変するとなると、ちょっとどうなのかなと思います。

須藤委員

少し「もったいない」というのを気にしすぎているのかなと思いますけれど。

長澤委員

条文というのは絶対に書いたのはそのまま生かさなければならぬんですか。

中井部会長

条文というわけではないですが、総論のところを書いたものと各論のところを書いたものが違うということになると、ちょっと話がずれてしまうと思います。

今までの部会の議論からすると、サブタイトルにトーンダウンしたといういきさつがありますので、ここで逆流すると今までのものがどうなのかなという気がします。中村委員、よろしいでしょうか、4ページの本文のところでも出てきていますので、それでご了承いただきたいと思いますが。

引地委員

「もったいない」ということにも繋がるかとは思いますが、18ページのコラムの修理、リペアについてなんです。これを強調したいというのはリフューズの具体的な1つとしてというのもありまして、修理というのに重きを置かなくなっていると思うんです。商店も売るということに力を入れて、修理をしたくても部品の在庫がないために修理できなくて、もったいないということになってしまって、家電製品もリサイクル法で指定されていない小さい製品はほとんど廃棄されてしまっている。このへんも部品の保存をする事業者が売るだけではなくて、修理できるようにする責任があると思うんですね。このあたりのことを強調するような施策というか、国の3Rの施策として強調できるようなことがないのかなと思うんですね。

事業者の責任とかで、修理して使うとかいうことを規定できないかなと思うんです。

中井部会長

そうしますと、コラムの中で書き加えてほしいということでもいいでしょうか。

長澤委員

19ページのコラムの中のところですが、産業廃棄物税のところは文章が長すぎますので2つの文に区切った方がいいと思います。それと、文章の中で「経済的支援な支援」という表現はおかしいので、前の支援を削除していただければいいかなと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

修理の件なんですけど、これは非常に重要だと思っております。最初に申しましたが、修理をどこに書き込むか今検討しております。書き込むのかどうかを含めて施策に書き込めるのか、そのへんを検討したいと思います。県民だけの問題ではなくて、事業者・売り手の方の問題もありますので、その点も踏まえて検討時間をいただきたいと思っております。

4R運動と3R運動については了解しましたので、私の方でどのように書くのか検討させていただきます。

その他の字句の訂正等は、私どもの方で修正させていただきます。

中井部会長

それでは、最後のところで20ページから25ページまでのところでいかがでしょうか。

福島委員

非常に小さいことなのですが、24ページの1番下の行のところ「普及啓蒙活動」と書いてありますが、その前まで「普及啓発」と書いてありますので、普及啓発活動の方がいいと思います。

須藤委員

23ページの「県」のところなんですけれども、ここに項目が6個ありまして最後のところが「環境にやさしい物品等の購入（グリーン購入）に率先して取り組みます。」とあるんですが、この項目を1番上に持っていくことはできないのでしょうか。その方が全体の取組みの流れとしていいと感じますがいかがでしょうか。

後藤委員

同じ23ページのところで、下から2つ目の項目の中にある「連携・共同した」という表現はあまり使わないような気がしたので、「連携・共同による」という表現でいいのではないかと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

まず、県の場合ですが、現在は物品を買うにあたってグリーン購入の調達目標を定めておりまして、その目標達成に向けて、一層の推進に努めております。ですから、これが市町村ですとか県民の模範になるであろうということで最初に持ってくるのは問題ないと思

います。

それから、後藤委員のご指摘はそのとおりですので修正いたします。

中井部会長

それでは、一通り25ページまでできたわけですが、最後にもう1度全体を通して抜けていた点があればお願いします。

福島委員

根本的なことを言うようですが、この文章を読んでいくと大きな矛盾を感じます。というのは、2～3ページにはもともと日本・福島県の豊かさ、大量消費社会への反省等が書いてあって、そのためには日本の古来からの文化を呼び起こす必要があると書いてあるんですが、4ページ以降は西洋の視点が非常に多く入ってきている。一体これはどういうことなんでしょうと、普通に読む市民は矛盾を感じると思う。これは私個人の考えですけど、やっぱり日本の文化というのは非常に大事であって、欧米社会で進んでいるリサイクルの仕組みなんかを日本の文化に取り入れることによって、賢いライフスタイルに変換していくというような流れに、この2～3ページの文章をしておかないと、後で横文字がたくさん出てくるのに矛盾を感じると思うんです。例えば、3ページの下から3行目の「これらを改めて呼び起こし、」を「これらを改めて呼び起こすとともに、欧米社会の進んだリサイクルの視点や技術を日本の文化に取り入れ、」というふうにして、この後のことをここで強調しておかないといけないと思います。

中井部会長

では、ここは事務局でお預かりいただいて検討していただくということをお願いいたします。

中村委員

4ページのコラムで、「1つ目のR（リデュース）は、ごみになるものを拒否すること」とありますが、これは拒否することではなくて減少させることだと思うんですね。拒否は18ページのリフューズだと思うんですね。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここはいろいろな言葉で強調していますので、その程度の訂正は問題ないかと思います。ただ、リデュースはその意識をすればごみの減量なんですけれど、国の方では抑制と減量を併せて使っているということもありまして、拒否することを省くだけであれば意味はそれほど変わるわけではないので問題ないかなと思います。

中井部会長

このあたりは、前に大越委員からもご意見いただいたところだったと思うんですが。

大越委員

観点が少し違うんだと思うわけなんですけれど。我々の視点と国の考え方は違って、国はそれを一緒にしてしまうんだなと納得したわけなんですけれども。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここは、いろいろな独自の運動があるんだと思いますが、私の方では運動は4 Rであれ5 Rであれ自由だと思うんですね。私の方で3 Rを取り上げましたのは、いま国際的な取組みになっているということもありまして、その他に加えたい場合はもっと加えていってという形にするにはいいのかなと考えておりますので、その点をご了解いただきたいと思えます。

中井部会長

それでは、様々な御意見をいただきましたが、他に意見がないようですので事務局の方でいかがでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

その前に、別表1「もったいない50の実践」と別表2「数値目標」もご検討いただければと思います。

中井部会長

それでは、時間がたいぶ少なくなりましたが、別表1「もったいない50の実践」と別表2「数値目標」につきまして、「もったいない50の実践」の方は参考例1、参考例2も含めまして、ご意見・ご質問等あればお願いいたします。

岡崎委員

27ページの数値目標のところ、「国立・国定・県立自然公園利用者数」とあるんですが、平成15年度以前の利用者数がどのくらいなのか教えていただきたい。増えているのか減っているのかそのへんを教えていただきたいのですが、平成22年度に増えるという数字が出ていますので、そのへんを確認したいのです。減っているのに、急に高い数字を示すことはないと思うんですが。

事務局（佐久間自然保護グループ参事）

「国立・国定・県立自然公園利用者数」でございますが、もともと基準といたしました平成11年度につきましては18,527千人でございます。その後平成11年から平成15年まで減少しておりまして、平成15年度には15,212千人となっております。昨年度は夏場の海水浴客等の増加により、15,559千人になったところでございます。

岡崎委員

平成22年度はもっと増えるようになっていますが、増える理由とかはあるんでしょうか。

事務局（佐久間自然保護グループ参事）

この数値自体は、県の長期計画である「うつくしま21」に掲げている数字でございます。この目標を設定した段階では、平成11年度から毎年2%ずつ増えていくということで数字を設定してございます。現実には減少しておりますので、私どもとしましては基本的には達成が難しいという考えではございますが、勝手に変更できないものですので、そのまま載せているところでございます。

中井部会長

そうしますと、ほぼ目標達成できそうにないということですが、これは載せないといけない数字ですか。

岡崎委員

そのようなことでは、はいそうですかというわけにもいかないかと思えますね。

中井部会長

基本的には、ここに挙げている目標は「うつくしま21」にある数字を載せているということなのでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは主な指標を挙げているものでございますので、先ほど申しましたように長期計画に挙がっているものと独自のものがございまして、「国立・国定・県立自然公園利用者数」につきましては、達成が困難ということであれば、私の方でもそこは検討させていただきます。

岡崎委員

何らかの注釈があればいいんです、これからは自然に親しむ機会が増えるだろうというような。そういうものがあれば構わないんですが、機械的に載せるというのはどうかと思うんですが。

長澤委員

時間がありませんので、この「数値目標」のところは、いま岡崎委員がご質問したように、この中には分からない、納得できないというものがあるんですね。例えば、「環境にやさしい米づくり面積」が平成19年度になりますとぐっと増えていきますよね。そもそも「環境にやさしい米づくり」というのもわかりませんし。その他にも「緑地等面積」、「県有施設への新エネルギー率先導入数」、「リサイクル率」、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数」などについても、もう少し内容について聞きたい部分があるんですが、今日中にこれは決めないといけないんでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

主なものは県の長期計画に挙げているものですので、その積算は明らかになっているものですが、必要があれば私の方で提供することもできます。それから、長期計画の下に各部門の計画がございまして、当然そこは重複してきます。循環計画としましては、その中からどの指標を選択して挙げるのかという話になります。その他にもそれ以外の独自の指標を挙げるべきではないかということで、今回5つの指標を独自に挙げております。

長澤委員

委員の皆さんの意見を後でFAXなりメールなりでやりとりできればいいのではないのでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

それでは、検討・整理しまして、あまり時間もありませんので、郵送等でやりとりさせていただければと思います。

中井部会長

それでは、数値についてはこれで判断しかねる部分もございまして、補助的な資料をいただいた上で、個別に郵送等で回答いただくということをお願いしたいと思います。

それから、時間がたいぶ押してきておりますが、もう1点「もったいない50の実践」の関係についてはどうでしょうか。実際には68項目あって、参考例2ではの部分重複ということになっています。

長澤委員

参考例1と2がありますが、私は本文で規定されている県民の役割という考え方であれば、家庭であれどこであれ、ポスターとかそういう形にするのであれば、参考例1の方がいいと思います。ただし、「自然」の項目のところですけども、「雨水を利用しましょう。」という項目を、「水」の項目でもいいのですが入れていただければと思います。

岡崎委員

私としては、長澤委員の意見に賛成です。

ただし、参考例1を見ますと、「水」の項目の1番下に「お風呂は続けて早めに入りましょう。」というのがありまして、これは余計なお世話で各家庭の事情がありますから、ここまで立ち入るのはいかなものなのかと思えます。「自動車」の項目についても、「燃費のよい車に乗りましょう。」というのは、軽自動車に乗れば燃費はいいわけですが、家族の構成によって軽自動車に乗れない方もいるわけで、そういうことも考えなければならぬかと思えます。

ですから、これは1つ1つ検討する時間が必要だと思えますね。

大越委員

この50の実践というものを全体で取り組むということであれば、私も参考例1の全体

で1つの取組み方がいいと思います。主体別にすると、各主体のところでもこの部分はこうしてほしいというのがありますし、これではどうかなというものがいっぱいありますね。皆さんが実践する項目ですから、もう少しきちんとした形に整理して出した方がいいと思います。このままでは困ると思いますね。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここでお出したのはあくまでも参考例としてのもので、他にも様々なものがありました。それが相反するものがあったり、中には不適當なものもあるかもしれませんが、これを加除するような形でお送りいただきたいと思います。それを参考にさせていただいて、次回の審議会においてはもう少し厳選されたものにしたいと思います。

それから、もう1つ伺ったのは、「もったいない50の実践（仮称）」としておきまして、実践例の数が67で決まれば「もったいない67の実践」にするのか、名称の件も含めましてご意見いただければと思います。

中井部会長

それでは、今の意見としては参考例1の方がいいということでしたので、お手元の「参考例1」の各項目について、これはいらぬですとか、これを入れてほしいとかのご意見を、先ほどの数値目標と合わせて事務局に回答いただくようなことをお願いしたいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

念のため申し上げますが、50の実践は実行に移すための動機付けと考えておりますので、これもこれもと全て挙げるときりがなくなってしまいますので、そのへんもご考慮いただいてご意見いただければ有り難いと思います。

中井部会長

それでは、「もったいない50の実践」と「数値目標」につきましては、今お話あったとおりに後ほどご照会しますので、ご協力をお願いいたします。

時間もございませんが、今後の日程につきまして、事務局の方からご説明願います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

では、資料3をご覧ください。

本日、12月26日までの経過はご覧のとおりでございます。この計画は今年度中の策定を目標にしておりまして、審議会からの答申をできれば2月上旬までいただきたいと考えております。そのため、次の部会につきましては、部会長等の日程確認をいたしまして、1月31日ではいかかかと考えております。それから、全体会につきましても同様に、今のところ2月6日あたりをお願いできればと考えております。

なお、今後、会長・部会長を始め委員の皆様の日程を調整させていただいて、正式に決まりましたら改めてお知らせしますのでよろしくご願ひいたします。

中井部会長

それでは、その他ということで何か議題ありますでしょうか。

(特になし)

中井部会長

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。長時間に渡りまして貴重なご意見ありがとうございました。

司会(佐藤循環型社会推進G主任主査)

以上をもちまして本日の環境審議会第1部会を終了させていただきます。

長時間ご議論いただきましてありがとうございました。